

グループホームカリスの園

2 活動方針

1) 相談及び援助

利用者様が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援します。また、生活自立の為に、効果的な福祉サービスを提供し、利用者様の生きがい等を追求します。

2) 感染症予防・健康管理

感染症対策委員会の指針に沿って、感染予防及び健康管理に向けた取り組みを徹底し、以下のような感染防止に向けた取組みを行う事とします。

- ① 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者及び、職場責任者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者様の健康の状態や変化の有無等に留意する。
- ② 管理者及び、現場責任者は、日頃から職員の健康状態を把握し、職員が体調不良時、申し出やすい環境づくりに努めます。
- ③ 職員は、出勤前に体温を計測し出勤後報告する。

- ④ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、職員が連携し感染防止に努めます。
- ⑤ 感染防止に向け、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒の徹底。
- ⑥ 感染防止に向け、「3つの密」(密閉空間)(密集場所)(密接場面)を避ける様、以下に留意し実施します。
- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らします。
 - ・定期的に換気を行います。
 - ・利用者同士の距離を保つ様考慮します。
 - ・マスク着用の徹底及び、声を出す機会を最小限にする事を利用者様に徹底してもらいます。
 - ・清掃を徹底し、共有物については毎日消毒を行う。
- ⑦ 利用者様の感染が疑われる場合、速やかに協力医療機関等の受診及び、担当地域の保健所に連絡し、指示を受けて法人で情報を共有します。また職員が勤務中に症状を認めた場合、県より障がい者入所施設に配布された迅速診断キットを使用し、陽性反応が出れば直ちに協力医療機関等を受診し、担当地域の保健所に連絡し、指示を受けて法人で情報を共有します。

- ⑧ 面会者に対して、検温及び、健康チェックした上で面会を行う。
- ⑨ 面会者が健康を感染が疑われる場合、面会を断る。
- ⑩ 管理者は、地域の感染状況等を踏まえ、面会を一時的に停止する。
- ⑪ 管理者は、地域の感染状況等を踏まえ、外出・外泊を一時的に停止する。また、外出を行う際、基本的な感染対策を行うよう促す。
- ⑫ 新型コロナウイルスワクチンの情報を藍作業所及び、関係機関等と情報を共有し、ワクチン接種を行っていきます。
- ⑬ 毎日2回の健康チェック。(検温・血圧)
- ⑭ 年1回の健康診断。(さかい内科医院・健康管理センター)
- ⑮ インフルエンザワクチン接種。(利用者様・職員)
- ⑯ 服薬管理
- ⑰ 救急箱の整備
- ⑱ 食中毒予防のため、食べ物の常温放置を避け、令倉庫の保管を徹底する。

3 虐待防止

利用者様の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会を活用して、虐待防止に努めます。また、虐待防止の啓発・普及するため、職員に対して外部研修を積極的に参加し、内部研修を実施します。

4 防災計画

年 2 回、地域消防署及び、九州丸防設備と連携し、避難訓練・消火訓練・消防設備の点検を行います。(6 月、12 月)

5 秘密の保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者様または、その家族の情報を第三者に漏らしません。さらに、退職後もこれらの情報を保持する事を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

6 タイムスケジュール・年間行事

別紙参照。

7 その他

1) 職員研修

- ・外部・行政機関等の実施する研修についても積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・人権擁護、虐待防止等の園内研修を実施します。

以上の項目をグループホームカリスの園、令和 5 年度事業計画(案)とします。